

# 皇室典範 改正問題 について考える。

平成二十三年十一月二十五日、読売新聞が「宮内庁が、皇族女子による『女性宮家』創設の検討を『火急の案件』として野田首相に要請したことがわかった」と報じ、十二月一日には、首相が記者会見で「皇室活動の安定性という意味から緊急性の高い課題」との認識を示しました。これを受けて年明け早々の一月六日、藤村官房長官は、皇位継承とは切り離して「女性宮家」創設問題に絞り、二月から有識者の意見聴取を行った上で皇室典範改正案を策定する方針を表明しました。そして、同日、本問題を検討するために園部逸夫元最高裁判事を内閣官房参与に起用しました。園部氏は、小泉政権時代の平成十七年、女系

天皇を認めた「皇室典範に関する有識者会議」の座長代理を務めた人物であり、女系天皇推進論者と言われています。今回は、「皇室活動の安定性」のためにと言いますが、前回とは違って、悠仁親王殿下という新たな皇位継承者を戴いた今日、歴史上なかった「女性宮家」の創設を、何故に野田内閣は「火急の案件」として検討しなければならぬのか、国民にはよく理解できません。しかしこれは、将来必ず「女系天皇」につながっていく重大問題を孕んでいます。そこで、この「女性宮家」の問題点を明らかにし、改めて我が国の皇位継承制度を考えてみたいと思います。

## Q1 なぜ今、 「女性宮家」創設の問題が 出てきたのですか？

**A** それは昨年十一月の天皇陛下のご入院による、陛下のご公務の負担への懸念に加え、十月に眞子内親王殿下がご成人され、ご結婚適齢期を迎えられることにより、今後皇族の数が減少していくことへの不安から、「皇室活動」の安定を目的に宮内庁が要請したのだといわれています。

皇室典範第十二条には、「皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる」とあります。現在八方おられる未婚の女性皇族が、もし将来全員ご結婚され、皇族の身分を離れられた場合、次世代の皇族が秋篠宮家の悠仁親王殿下おひとりとなってしまいかねないということから、十二条を改正し、女性皇族がご結婚された後も皇族の身分に留まり、独立して宮家を創設出来るようにしようと考えているのです。しかし、陛下の国事行為やご公務などは、皇太子殿下をはじめとする皇族方が代行されることで当面はやりくりが可能と思いますし、また、眞子内親王殿下のご成人を直ちにご結婚及び皇族の減少に結びつけるのは些か早計に過ぎるでしょう。歴史上例のないこのような重要な案件は問題点が多々あり、本質的には、将来にわたり皇位継承を安定的に維持する方策として議論すべき事柄なのです。

## Q2 「皇室活動」とは どのようなものですか？

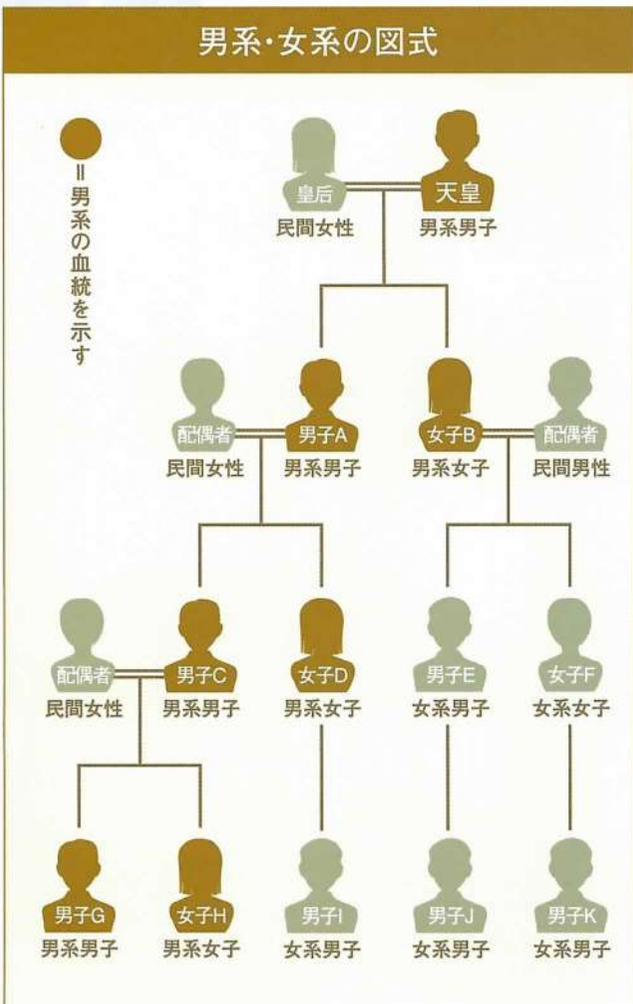
**A** 皇室活動は、天皇陛下のなされる宮中祭祀と憲法上の国事行為が中心ですが、皇族の方々もさまざまなご活動をなされています。その主なものとしては次のようなものが挙げられます。

- ① 宮中の祭祀・儀式・行事へのご参列
- ② 外国からの賓客の歓迎行事等へのご陪席
- ③ 国内外の要人や様々な方々とのご面会
- ④ 国内各地へのお出まし

他にも、日赤などの団体の名誉職を務められたり、種々の大会・行事等にご臨席されています。

女性皇族のご結婚によって「皇室活動の安定性」が将来的な問題とされていますが、これらのお仕事は天皇の国事行為とは異なり、特に法律上の規定はありません。それゆえ、皇族方のご活動については、宮内庁がその分担、調整に当たるべきもので、例えご結婚されたとしても、皇族身分であった者としてその後も皇室活動に協力することが出来る道を考えて差しあげることは十分可能なはずで、従って「皇室活動の安定性」の確保のみを理由に、あえて「女性宮家」を創設せねばならないことにはなりません。

## 男系・女系の図式



## Q5

皇位継承問題でよく使われている「男系」「女系」とはなんですか？

**A** 男性のみによって血統が継承されていく系譜を「男系」と言い、女性のみによるものを「女系」と呼びます。歴史上、皇統は男系の血統によってのみ継承されてきており、どの天皇も父親でさかのぼると必ず第一代の神武天皇にたどりつきます。神武天皇より今上陛下に至るまで二五代の間、皇位は一つの例外もなくすべて男系で継承されています。これが「万世一系」の天皇を戴く意味の最も大事な根本のところなのです。  
(左ページ図式参照)

## Q6

では、女性天皇と「女系天皇」の違いはなんですか？

**A** 前者は文字通り女性の天皇のことであり、「女系天皇」とは全く意味が異なります。女性の天皇はたしかに推古天皇や持統天皇など歴史上十代八方の女性天皇はいずれも「男系」であり、寡婦または独身で中継ぎ的存在でした。母方をたどることで天皇へ繋がる「女系」天皇は、男子・女子ともにこれまでひとつの例もありません。これが皇位継承の大原則として今日まで固く守られてきているのです。

## Q3

「宮家」とはどのようなものなのですか？

**A** 宮家とは、皇位継承権を有する者を当主とする皇族御一家のことを意味しています。一般に皇族男子は成人されて結婚などにより独立して生計を持つようになると、天皇陛下より「○○宮」という宮号を賜る慣わしがあります。そもそも皇室は、天皇を中心とする一大家族なのですが、宮家の創設は、皇位継承の危機に際しての有資格者を確保するために置かれるものなのです。今回、政府はいわゆる「女性宮家」の創設を、皇位継承と分けて議論すると言っていますが、宮家の創設には必ず皇位継承の問題が関わってきます。それゆえ、「皇室活動の安定性」という理由だけでなく、歴史上無かった「女性宮家」をわざわざつくり出すことは甚だ問題といわねばなりません。

## Q4

それでは「女性宮家」の創設にはどんな問題があるのですか？

**A** 仮に、女性の皇族が一般の民間人男性と結婚されて宮家を創設した場合、次のような重大かつ困難な問題点が出てきます。

- ① 結婚相手の男性の身分を皇族とするか否か。
- ② もし皇族とした場合、結婚相手の呼び名と敬称をどうするか。
- ③ さらに子供の身分をどうするか。皇族とする場合、その呼び名と敬称はどうするか。
- ④ 将来的にその子供に皇位継承権を与えるのか否か。すべて歴史上初めのことなのですが、最大の問題は④です。つまり、「女性宮家」の子供が皇族となれば、その方は「女系皇族」となるのです。その方に皇位継承権が付与されて皇位に就けば、男子であれ女子であれ、歴史上例のない初めての「女系天皇」が誕生することになります。政府は「女性宮家」創設の問題を皇位継承と切り離して議論していますが、たとえ今回それを先送りにしても、将来必ず皇位継承の問題に結びついていき、切り離して議論することは困難で、将来に重大な禍根を残すこととなります。

## ■ Q9

皇位継承に関しては  
憲法や皇室典範ではどのように  
規定されているのですか？

**A** 日本国憲法第二条に「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」とあります。また、皇室典範では第一条で「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」と規定されています。「世襲」の解釈については、昭和二十二年の憲法制定議会以降、従来の政府と宮内庁は「皇位の世襲」とは「男系による世襲」を意味すると説明してきました。それは皇位継承が男系によって行われてきたという紛れもない歴史的事実があるからであり、皇位を男系男子とする皇室典範の規定は、この大法が明文化されたものであるということができます。

ところが、平成十七年、小泉内閣の「皇室典範に関する有識者会議」では、「世襲」には「男系及び女系の両方を含む」との新しい解釈が示されましたが、これは従来の政府見解とも歴史的事実とも異なるものと言わざるを得ません。もちろん学説も、ほとんどが「男系による世襲」という解釈を支持しています。

## ■ Q8

「皇位は男系男子」とするのは  
平等を謳う日本国憲法に  
そぐわないのではないですか？

**A** そもそも皇室は特別なご存在であり、男女の平等など一般人に適用される権利・義務などは適用されません。それは日本国憲法自身が第一条で「天皇は日本国及び日本国民統合の象徴」と規定されていることから明らかですが、天皇をはじめ皇族は、皇統譜に登録され、一般国民とは異なる身分を有する特別のご存在と考えねばなりません。例えば選挙権・被選挙権はもちろん、居住・移転・職業選択の自由など、国民には保障されている権利や自由などはありません。我が国の長い歴史を通じて連綿と男系で継承されてきた天皇という公平無私のお立場のご存在は、ある意味では現在の価値観を超越したものであり、それ故にその尊さが光り輝くのではないのでしょうか。

## ■ Q7

皇位はなぜ男系によって  
継承されなければ  
ならないのですか？

**A** 第一代の神武天皇以来、歴代の天皇は皇祖皇宗をお祀りし、民の幸せと世の平安を祈る祭祀を執り行うことを最も重大なつとめとされてきました。日本国憲法では、天皇は「象徴」とされていますが、もともと皇位というのは、祭り主としての神聖な地位であり、今日まで天皇は一貫してその祭祀を継承してこられました。

我が国では、古来、祖先の祭祀は始祖との血縁を第一に考える「氏」の原理によって男系で受け継ぐものとされてきました。中世になって武家では必ずしも男系に拠らない「家」の継承も出てきましたが、皇室だけは今日に至るまで変わることなく男系による祭祀の継承が守られてきました。そのため、もし女系天皇が誕生すれば、氏の異なる父親の血統となるため、皇祖皇宗の祭祀の継承がここで断絶することになります。

そもそも、神武天皇によって日本が建国されて以来二千数百年の間、二五代に亘り連綿と男系の皇統が続いてきたということは世界に誇るべき日本の国柄であり、それゆえに天皇の神聖さが保たれてきたともいえるでしょう。そして、この皇統を保つために、危機に際しては先人の大変な苦勞と叡智があったことも忘れてはなりません。このようにして守られてきた我が国の誇るべき伝統を、いま私たちの世代で変えてしまっていないのでしょうか。

## ■ Q10

それでは男系で  
皇位継承を安定的に維持するには  
どのような方法がありますか？

**A** 戦後の昭和二十二年に皇籍離脱をされた旧宮家の、男系男子の血統の子孫の何人かの独身の方に皇族の身分を取得して戴くという方法があるのです。それらは、次の十一の宮家があります。

伏見宮 山階宮 賀陽宮 久邇宮 梨本宮 朝香宮  
東久邇宮 北白川宮 竹田宮 閑院宮 東伏見宮

これらの宮家の方々は、今の皇室とは血統が遠いように思われるかもしれませんが、決してそうではないのです。北白川宮、竹田宮、朝香宮には明治天皇の皇女が嫁がれていますし、東久邇宮の稔彦王には明治天皇の第九皇女が、また、そのご子息盛厚王には昭和天皇の第一皇女がそれぞれ嫁がれています。従ってそのお子様達は明治天皇や昭和天皇の曾孫や玄孫にあたる非常に近い方々なのです。これらの方々は、みな皇統に属する男系のお方で、これらの方に皇族になって戴くのが一番相応しいのではないのでしょうか。

しかも十一宮家の方々は、現在の皇室典範上においてもなお皇族の身分を有しておられたのです。残念ながらGHQの占領下で半ば強制的に皇籍離脱を余儀なくされた方々なのです。その折それらの皇族方に対して当時の加藤進宮内府次長が「万が一にも皇位を継ぐべきときが来るかもしれない」とのご自覚の下で身をお慎みになつていただきたい」とお願いしているのです。それはまさに将来的な危機に備えての十一宮家に期待された昭和天皇のお気持ちであったといえるでしょう。従つてこの方法こそが、政府が皇室の将来のためを考えて真剣になつて取組み、検討すべき課題といえるのです。

知っておきたい

# 皇室典範改正問題

Q&Aで分かりやすく解説

知っておきたい 皇室典範改正問題